解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年二月二十九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

沖縄県名護市字仲尾次七四八番地
清算法人安和土地改良区
代表清算人　長山　豊守

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

千葉県銚子市若宮町一番地の一
財団法人銚子市開発協会
清算人　房州　洋一

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

東京都千代田区三番町二番地
財団法人中小企業総合研究機構
代表清算人　中野　正孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

静岡県静岡市追手町九番一八号
財団法人静岡県漁船海難救済基金協会
代表清算人　田中　平八

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

滋賀県高島市新旭町旭一丁目一〇番一
財団法人高島地域地場産業振興センター
代表清算人　川島　諦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間満了により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

佐賀県佐賀市多布施二丁目二番三十号
財団法人佐賀保育園
代表清算人　松永　勝人

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年八月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

熊本県玉名市横島町宮有無番地
農事組合法人熊本県新栄酪農組合
清算人　前田　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県岩沼市小川字冠木一二番地、最後の住所宮城県岩沼市小川字冠木四番地の二
被相続人　亡　本郷　竹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

宮城県柴田郡大河原町字新南三四番地五
船田ビル二〇二弁護士法人ブレインハート
法律事務所仙南オフィス
相続財産管理人　弁護士　安部　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県小美玉市西郷地一六六七番地六一、最後の住所茨城県かすみがうら市下大堤六八番地一〇　被相続人　亡　砂山　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階
相続財産管理人　弁護士　天野　義章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市矢中町九〇三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　町田　育夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

群馬県高崎市問屋町二丁目七番地八高崎商工会議所ビル五階五〇一号
相続財産管理人　弁護士　田島　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市緑区高津戸町三〇九番地、最後の住所千葉県市原市ちはら台東九丁目四番地一二　被相続人　亡　中村　智弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

事務所千葉県千葉市中央区富士見二丁目三番一号　塚本大千葉ビル六階　東葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　愛彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区南千住五丁目一二〇番地、最後の住所東京都荒川区南千住六丁目四九番一八号　被相続人　亡　清水美惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三―一一〇二号柴田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市東上秋間一七八七番地、最後の住所横浜市港南区野庭町六三五番地　野庭住宅一四棟二〇七号　被相続人　亡　中曽根顕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

第55期決算公告

平成25年10月15日

大阪市北区豊崎４丁目11番17号
株式会社ケントク
代表取締役　森　芳昭

貸借対照表の要旨

（平成25年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,450,416	流動負債	817,915
固定資産	1,786,061	固定負債	400,826
有形固定資産	852,965	負債合計	1,218,741
無形固定資産	117,075	株主資本	2,017,736
投資その他の資産	816,020	資本金	150,000
		資本剰余金	1,867,736
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	1,830,236
		（うち当期純利益）	（16,811）
		純資産合計	2,017,736
資産合計	3,236,478	負債・純資産合計	3,236,478